

留意事項

1. 掛金等払込期限

加入申込書の提出について、事業規程で定める期限**7月10日**までに提出をお願いします。
提出された加入申込書の引受内容等について確認し、お支払いいただく共済掛金等及び払込期限**(8月15日)**並びに納入場所を通知します。なお、正当な理由がなく共済掛金の払込を遅滞された場合は、事業規程により共済関係の解除となりますのでご了承ください。

2. 告知義務と通知義務

加入申込時には、申込内容について事実を正確に記載する「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違がないこと、すでに事故が発生しているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に、記載された内容に変更があった場合は、遅滞なく組合へ通知する「通知義務」があります。

このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (3) 組合が共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合

4. 損害防止義務

共済加入者のみなさまには、大豆の通常の管理や、事故発生時又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

5. 解除等における共済掛金等の取扱い

上記2、3、4の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承ください。

金融商品販売法に係る重要事項

畑作物共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行い広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額又は一部が支払われないこと、又は共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき肥培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正当な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みが遅滞した場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。

安心のネットワーク

NOSAI

お問い合わせ

三重県農業共済組合

〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 ☎059(224)0505
<http://www.nosaimie.or.jp/>



桑 員 エ リ ア	〒511-0902	桑名市松ノ木4-7-89	☎ 0594(33)1117
三 泗 鈴 亀 エ リ ア	〒514-0008	津市上浜町六丁目81番地11	☎ 059(224)0505
津 エ リ ア			
伊 賀 名 張 エ リ ア	〒518-0825	伊賀市小田町1380-1	☎ 0595(24)2501
松 阪 飯 多 エ リ ア	〒519-2181	多気郡多気町相可1687-4	☎ 0598(38)3331
伊 勢 地 域 エ リ ア	〒516-0804	伊勢市御園町長屋1221	☎ 0596(28)3350
東 紀 州 エ リ ア	〒519-4324	熊野市井戸町450-1	☎ 0597(85)3821

2022.5.550

令和4年産 大豆

畑作物共済

三重県の農業者のみなさんへ



安心のネットワーク
NOSAI 三重

畑作物共済(令和4年産 大豆)のご案内

共済金・農家負担掛金※1は、10aあたりの標準的な収穫量(80kg)、単価(151円)、掛金率の場合の金額です。

加入者のうち約80%が選択されるおすすめ方式です!

農家ごとの補償 JA等に概ね全量出荷している農家の方

引受方式	共済金(支払額)		農家負担掛金	補償割合	ポイント
	収穫量がなかった場合	収穫量が半分の場合			
ぜんそうさい 全相殺方式	10,900円	4,800円	660円	9割 (8割・7割)	過去5ヶ年の出荷数量等を基に農業者ごとに収穫量を設定し、引受。9割～7割の補償で出荷数量等で被害による減収を農業者ごとに補償する方式です。

農家ごとの補償

引受方式	共済金(支払額)		農家負担掛金	補償割合	ポイント
	収穫量がなかった場合	収穫量が半分の場合			
はんそうさい 半相殺方式	9,700円	3,600円	500円	8割 (7割・6割)	農業者ごとの基準収穫量を基に引受。8割～6割の補償で、現地調査で被害による減収を農業者ごとに補償する方式です。

統計データごとの補償

引受方式	しくみ	農家負担掛金	補償割合	ポイント
地域 インデックス 方式	地域の作況指数が低く、市町別統計単収が基準単収の1割～3割を下回った場合に支払対象となります。	370円	9割 (8割・7割)	過去5ヶ年の統計データを基に収穫量を地域ごとに設定し引受。9割～7割の補償で、統計データ等で被害による減収を地域ごとに補償する方式です。 ※農業者個人の減収だけでは共済金が支払われないことがあります。

畑作物共済(大豆)には、水稻共済のような、一筆半損特約・一筆全損特例はありません。

※1 農家負担掛金は国庫負担掛金を除いた、農業者の方に納めていただく総額の記載です。

収入保険にご加入されておらず、大豆の出荷資料をお持ちの農業者の方へ

収入保険にご加入されておらず、大豆の出荷資料をお持ちの農業者の方は全相殺方式への加入をおすすめします。

出荷資料に基づき損害評価を行い、基準収穫量の最大9割を補償します。

※基準収穫量とは、損害額や共済掛金の算出の基礎となる収量で、過去の実績や統計データ等を基に設定します。

加入資格者

- 大豆の耕作面積の合計が10a以上の農業者(えだまめ及び黒大豆を除く)
- 全相殺方式は上記に加えて、過去直近5か年、概ね収穫量の全量をJA等に出荷している又は、青色申告・白色申告をしていること。今後もJA等に出荷又は青色申告・白色申告をし、これらの資料を提出できる方。

加入できる大豆の種類

- 県が定める奨励品種、推奨品種(フクユタカ・すずおとめ等)
- 地域における大豆の基本的栽培方法として指導機関等が定めた栽培基準による作付をした大豆(美里・鞆田在来等)

共済責任期間・ 対象となる共済事故

【共済責任期間】

発芽期から収穫をするまでの期間(収穫とは適期に刈り取ることをいいます。ほ場から搬出したものについては補償の対象外です。)

※申告を受けた被害耕地は現地確認を行いますので、被害申告は必ず収穫する前にお願いします。

【対象となる共済事故】

風水害、干害、土壤湿潤害、その他気象上の原因による災害、病虫害及び鳥獣害による収穫量の減少が補償の対象です。



風水害



土壤湿潤害



獣害

加入申込期限 掛金払込期限

加入申込:7月10日まで
掛金払込:8月15日まで

※正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅滞された場合には、共済関係の解除を行うこととなりますのでご了承ください。

掛金 危険段階別共済掛金率

- 農業者の負担を軽減するために、共済掛金の55%を国が負担します。
- 自動車保険と同様に共済金の受取実績に応じて翌年の危険段階(掛金率)が変動する仕組みになります。危険段階は「0」を中心に上下20区分ずつの41段階に区分されます。加入1年目は0区分が適用されます。

収入保険からのお知らせ

青色申告をされている農業者の方は収入保険への加入をおすすめします。

- 自然災害はもちろん、収穫後の事故や価格低下も含め、販売収入の減少を広く補償します。
- 本人や共同作業者のケガや病気等、又は収穫後の運搬中・保管中に事故が発生した場合も補償します。
- 本共済では加入できない大豆についても補償の対象となります(えだまめ等)。

令和4年1月1日より収入保険に加入された方については、令和4年産畑作物共済(大豆)に加入することはできません。
法人の方は、畑作物共済に加入後、令和4年より収入保険に移行される場合、収入保険への切り替えまでの期間の共済事故については事故発生通知をおこなっていただければ補償の対象とします。畑作物共済の契約期間は事業年度開始までとし、共済掛金・事務費賦課金は全額返金されます。